

2023年5月22日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川 本 淳

男女平等社会実現を求める要請書

日頃から男女平等社会の実現にむけ、精力的に取り組まれている貴職に敬意を表します。

さて、厚生労働省は、6月を「男女雇用機会均等月間」としています。連合は6月を「男女平等月間」としており、自治労も職場・地域における男女平等参画をめざして様々な取り組みを進めています。

新型コロナウイルス感染症は、家事育児などケア労働の負担、解雇や収入の減少、ドメスティック・バイオレンス（DV）など、とくに女性の働き方、暮らし方に深刻な影響を及ぼし、それら課題が顕在化しました。また、2022年7月に発表された「ジェンダーギャップ指数」では、日本は146カ国中116位となっており、先進国の中では最低水準に留まっており、さらなる男女平等参画の実現が求められています。

つきましては、男女平等参画社会の実現にむけて下記の通り要請します。積極的な対応がはかれるよう特段の尽力をお願いいたします。

（◎は、重点要求項目）

記

1. 男女平等参画社会の実現

- (1) 女性活躍推進法による行動計画策定を100人以下の事業主においても義務化すること。
- (2) 職業における男女の均等な機会と公正な待遇の確保を徹底し、男女間の賃金格差の解消や待遇改善、同一労働同一賃金の実現にむけて取り組みを強化すること。
- ◎(3) 男性による育児・介護がより促進されるよう、育児・介護に理解ある職場環境づくりなどの取り組みを強化すること。
- (4) 女性の人権やリプロダクティブ・ヘルス・ライツを尊重する施策に取り組むこと。

2. コロナ禍における女性への支援

新型コロナウイルス感染症によって明らかとなった女性の雇用や就労に与える影響とその課題について、引き続き調査を進めるとともに、困難を抱える女性への具体的な支援措置を講じること。

3. ワーク・ライフ・バランス社会の実現

(1)労働時間の短縮にむけ、必要な施策を総合的、効果的に推進すること。

(2)不妊治療を受けながら安心して働き続けることができるよう、施策の拡充と周知の徹底、職場の環境整備のための具体的な措置を講じること。

4. 暴力とハラスメントの防止にむけて

(1)職場におけるあらゆる暴力を根絶し、女性の人権が尊重され、安心して暮らせる社会となるようセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどのハラスメントの防止にむけた施策を推進すること。

◎(2)就活生や取引先などに対するハラスメントならびに顧客など第三者からのカスタマーハラスメントも対象範囲とし、これらを含めたハラスメントそのものを禁止する規定とすること。

(3)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、関係省庁と連携を深め、被害者相談機能強化のための相談員養成と雇用の安定など、環境整備をはかるための支援措置を行うこと。

5. L G B T Q + を含めたジェンダー平等の推進

◎ L G B T Q + など性的マイノリティの人々が自分らしく暮らし、働くことができる社会を実現するため、当事者への差別禁止や理解を深めるなど、人権保障にむけた法整備を早急に行うこと。

6. 男女平等に関する I L O 未批准条約の早期批准

I L O における男女平等に関する次の条約を早期に批准すること。

(1)雇用及び職業についての差別待遇に関する条約 (I L O 第111号条約)

(2)パートタイム労働に関する条約 (I L O 第175号条約)

(3)母性保護改正条約の改正に関する条約 (I L O 第183号条約)

(4)仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約 (I L O 第190号条約)

以 上